

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童ポルノ対策官） 第十九条（略）</p> <p>2 児童ポルノ対策官は、命を受け、令第十七条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務をつかさどる。</p>	<p>（児童ポルノ対策官） 第十九条（略）</p> <p>2 児童ポルノ対策官は、命を受け、令第十七条第四号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下この項において同じ。）に関する事務並びに令第十七条第五号に掲げる事務のうち児童ポルノ及び国外犯に関する事務をつかさどる。</p>